

令和元年第1回

多摩市議会臨時会議案

多 摩 市

多摩市告示第211号

令和元年第1回多摩市議会臨時会を下記のとおり招集する。

平成31年4月24日

多摩市長 阿部裕行

記

- 1 日時 令和元年5月16日（午前10時）
- 2 場所 多摩市役所議場
- 3 付議事件
 - (1) 多摩市議会議長の選挙
 - (2) 多摩市議会副議長の選挙
 - (3) 多摩市議会常任委員会委員の選任
 - (4) 多摩市議会議会運営委員会委員の選任
 - (5) 東京都三市収益事業組合議会議員の選挙
 - (6) 南多摩斎場組合議会議員の選挙
 - (7) 東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙
 - (8) 多摩ニュータウン環境組合議会議員の選挙
 - (9) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦
 - (10) 議会運営委員会の特定事件継続調査の申し出
 - (11) 多摩市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - (12) 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - (13) 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - (14) 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - (15) 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 1 号議案

多摩市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 1 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多摩市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 1 9 号

多摩市市税条例等の一部を改正する条例

（多摩市市税条例の一部改正）

第 1 条 多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 3 年度」を「平成 4 5 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 7 項」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 1 0 条の 2 第 5 項中「附則第 1 5 条第 1 8 項」を「附則第 1 5 条第 1 9 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項」を「附則第 1 5 条第 2 9 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 3 1 項第 1 号」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号」を「附則第 1 5 条

第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番

号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日まで

に次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第13条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

	5, 000円	1, 300円
--	---------	---------

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

（多摩市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 多摩市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年多摩市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、多摩市市税条例附則第15条の2の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車

両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 多摩市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年多摩市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、多摩市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の多摩市市民税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 4 2 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 1 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 2 0 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように
改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 8 項」を「附則第 1 5
条第 1 9 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5
条第 4 0 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5
条第 4 4 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5
条第 4 5 項」に改める。

附則第 1 8 項中「第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項から第 2 4 項まで、第 2 6
項」を「第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで」に、「第 3 1 項、
第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 3 項、第 4 4 項若しくは第 4 7 項」を「
第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しく
は第 4 8 項から第 5 0 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

第 4 3 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した
ことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 1 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 2 1 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

第 2 1 条中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改め、同条第 2 号中「2 7 万 5 ,
0 0 0 円」を「2 8 万円」に改め、同条第 3 号中「5 0 万円」を「5 1 万円」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、平成 3 1 年
度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国
民健康保険税については、なお従前の例による。

第 4 4 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したことに
ついて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 1 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 2 2 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 3 8 条第 4 項」を「第 2 2 条の 2 第 2 項」に
改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「平成
3 1 年度及び平成 3 2 年度」に、「2 3, 0 0 0 円」を「1 8, 7 0 0 円」に
改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の
減額賦課に係る平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度における保険料率について準
用する。この場合において、前項中「1 8, 7 0 0 円」とあるのは、「2 7
, 4 0 0 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料
の減額賦課に係る平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度における保険料率について
準用する。この場合において、第 2 項中「1 8, 7 0 0 円」とあるのは、「
4 1, 8 0 0 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条第2項、第3項及び第4項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第 4 5 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 5 月 1 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 7 条の 4 中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）

第 3 4 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、令和 2 年度以

後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は多摩市市税条例の一部を改正する条例（令和元年多摩市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の多摩市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。